

佐賀県告示第 58 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の名称を変更した旨の届出があった。

平成 27 年 2 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称		開設者名称	事業所所在地	変更年月日
はなレンタルサポート	新	株式会社オアシス	三養基郡基山町大字宮浦 186 番地 15	平成 26 年 8 月 29 日
	旧	株式会社はなの会		